

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策①

新型コロナウイルス対応における取り組みについては、次の通りです。

また、今後も県・津軽地域・弘前市の動向を注視するとともに、監督官庁であるスポーツ庁発表の指針を基に、適宜判断してまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

*今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、レストランの営業自粛、浴場の利用禁止なども想定しております。

〈クラスター発生のリスクを下げる取り組み〉

(1) 換気の状態・・・

定期的な館内の換気で空気を入れ替える。

*出入口、フロント、レストラン、マスター室前へは除菌スプレーを設置しています。

(2) 人の密度・・・

レストラン利用時、隣とのテーブル間隔を2メートル以上保つ。(利用後、除菌スプレーでのテーブルなどの拭き上げ。)

*朝食(パン、ゆで卵)のサービスは中止しております。

ハウス内での表彰式(懇親会)を控える旨のお願い。

(3) スタッフの実施事項

マスク着用の義務化、手洗いの徹底。(ゴム手袋着用も認めております。)

お客様と直接接触をしない。

入社前の検温(37.5度以上は自宅待機命令)。

人の集まる会議、会食の出席禁止(葬儀など不測の事態は万全を期すること。)

*現状で、レストランを利用せず、スループレーをご希望の方は、予約の際 お申し出ください。

尚、すでに受注いただいている予約状況により、スルー枠が取れない日もございますので ご了承下さい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策② 令和2年4月18日付

コロナウイルス対策による政府発表の全国緊急事態宣言を受け、当クラブでは4/20(月)より当面の間レストランとお風呂の利用を停止いたします。尚、ゴルフ場の営業はいたします。

ラウンドにつきましては、スループレーとなります。

みな様のご理解とご協力をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策③ 令和2年4月25日付

コロナウイルス対策による「東北6県と新潟県の共同宣言」を受け、当クラブでは他県からお越しになるお客様の利用を控えてくださるようお願い致します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策④ 令和2年5月6日付

コロナウイルス対策による政府の全国緊急事態宣言は延長となりましたが、青森県知事(5/5付)より、緊急事態措置の一部である休業要請解除の発表がありました。

それを受け当クラブでは、5月8日(金)よりレストランの営業を再開いたします。なお、引続きお風呂の利用停止と他県からお越しになるお客様の利用は控えてくださるようお願い致します。